

○北九州市自転車の放置の防止に関する条例

平成元年3月30日

条例第8号

改正 平成12年3月29日条例第31号

平成28年3月31日条例第19号

平成30年10月15日条例第60号

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 自転車の放置に対する措置(第8条—第15条)

第3章 自転車駐車場の付置及び管理(第16条—第25条)

第4章 雑則(第26条)

第5章 罰則(第27条・第28条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自転車の放置を防止することにより、良好な生活環境を確保するとともに都市の美観を維持し、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

(平12条例31・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所(自転車駐車場を除く。)をいう。
- (3) 放置 公共の場所に自転車が置かれ、かつ、自転車の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)が当該自転車から離れて直ちに当該自転車を移動することができない状態にあること(公務等のやむを得ない理由があるものを除く。)をいう。
- (4) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車の駐車のための施設をいう。
- (5) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。

(平12条例31・一部改正)

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、自転車駐車場の設置、自転車の適正な駐車方法の指導啓発、関係機関及び関係団体との協力体制の確立その他自転車の放置の防止に関する施策を総合的に実施するものとする。

(自転車の利用者等の責務)

第4条 自転車の利用者等は、公共の場所において自転車を放置しないように努めなければならない。

- 2 自転車の所有者は、当該自転車について防犯登録を受けなければならない。
- 3 自転車の利用者等は、前条の規定により市長が実施する施策に協力しなければならない。

(平30条例60・一部改正)

(自転車小売業者の責務)

第5条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、自転車の購入者に対し、防犯登録の勧奨に努めなければならない。

- 2 自転車の小売を業とする者は、第3条の規定により市長が実施する施策に協力しなければならない。

(平12条例31・平30条例60・一部改正)

(鉄道事業者等の責務)

第6条 鉄道事業者、軌道経営者及び一般乗合旅客運送事業者(この条において「鉄道事業者等」という。)は、旅客の利便に供するため、自ら自転車駐車場を設置するように努めなければならない。

- 2 鉄道事業者等は、市長が駅又は停留所周辺に自転車駐車場を設置しようとするときは、その用地の譲渡、貸付けその他の措置を講じることにより、市長に協力しなければならない。
- 3 鉄道事業者等は、前項の規定により市長に協力するほか、第3条の規定により市長が実施するその他の施策に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第7条 官公署、学校、図書館その他の公益的施設及び大規模小売店舗、銀行、遊技場その他の自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者の利便に供するため、自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

2 前項に規定する施設の設置者は、第3条の規定により市長が実施する施策に協力しなければならない。

## 第2章 自転車の放置に対する措置

(放置禁止区域の指定及び変更等)

第8条 市長は、この条例の目的を達成するため自転車の放置を禁止する必要がある公共の場所を、自転車放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、関係機関及び関係団体の意見を聴くものとする。

3 放置禁止区域の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除する場合に準用する。

(放置禁止区域内における自転車の放置禁止)

第9条 自転車の利用者等は、放置禁止区域内に自転車を放置してはならない。

(放置自転車に対する措置)

第10条 市長は、放置禁止区域内において自転車を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、規則で定めるところにより、当該自転車を自転車駐車場その他適切な場所に移動するように指導し、又は命ずることができる。

2 市長は、放置禁止区域内において自転車が放置されているときは、当該自転車を移動し、あらかじめ市長が定めた場所において保管することができる。

第11条 市長は、放置禁止区域以外の公共の場所において、自転車の放置により市民の良好な生活環境が著しく阻害されていると認めるときは、当該自転車の利用者等に対し、規則で定めるところにより、当該自転車を自転車駐車場その他適切な場所に移動するように指導することができる。

2 市長は、前項の規定により指導を行ったにもかかわらず、自転車が規則で定める期間にわたって放置されていると認めるときは、当該自転車を移動し、あらかじめ市長が定めた場所において保管することができる。

(平12条例31・一部改正)

(証明書の携帯等)

第12条 市長より第10条第2項又は前条第2項の規定に基づく権限を行使するよう命ぜられた職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平12条例31・一部改正)

(保管した自転車に係る措置)

第13条 市長が、第10条第2項又は第11条第2項の規定により、自転車を移動し、保管したときは、規則で定めるところによりその旨を告示するとともに、当該自転車の利用者等に当該自転車を返還するために必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の規定により必要な措置を講じたにもかかわらず、保管した自転車について、規則で定める期間の経過後においても利用者等が自転車を引き取らない場合は、当該自転車を処分することができる。

(費用の徴収)

第14条 市長は、第10条第2項又は第11条第2項の規定により、自転車を移動し、保管した場合は、当該自転車の移動及び保管に要した費用を当該自転車を引き取りに来た利用者等から徴収する。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、1台につき2,000円とする。

(平28条例19・一部改正)

(費用の免除)

第15条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の費用の徴収を免除することができる。

### 第3章 自転車駐車場の付置及び管理

(大規模小売店舗を新築する場合の自転車駐車場の設置)

第16条 第7条第1項の規定にかかわらず、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域(以下「商業地域等」という。)において、大規模小売店舗で店舗面積が1,500平方メートルを超えるものを新築しようとする者は、次の表の左欄に掲げる地域区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算式により算出して得た台数の自転車を駐車することができる規模以上の自転車駐車場を、当該大規模小売店舗若しくはその敷地内又は当該大規模小売店舗の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

区分	算式
近隣商業地域	$20 + ((\text{店舗面積} - 1,500 \text{平方メートル}) / 70 \text{平方メートル})$

商業地域

$20 + ((\text{店舗面積} - 1,500 \text{平方メートル}) / 450 \text{平方メートル})$

2 前項の規定による新築には、既存の建物の全部又は一部の用途を大規模小売店舗に変更し、その店舗面積の合計が1,500平方メートルを超える場合を含むものとする。

(大規模小売店舗を増築する場合の自転車駐車場の規模)

第17条 前条に規定する者のほか、商業地域等において増築後の店舗面積が1,500平方メートルを超えるものとなる増築又は店舗面積が1,500平方メートルを超えるものについての増築をしようとする者は、当該増築後の大規模小売店舗(当該大規模小売店舗のうちこの条例の施行の日前に建築された部分(第22条の規定に該当するものを含む。))を除く。)をすべて新築したものとみなして同条の規定により算出して得た自転車駐車場の規模から、現にこの条例に基づき設置され、又は設置されているとみなすことができる自転車駐車場の規模を控除して得た規模以上の自転車駐車場の、同条第1項に規定する場所に新たに設置しなければならない。

(店舗面積の算定方法等)

第18条 前2条の店舗面積の算定方法については、規則で定める。

2 前2条の規定により算定した自転車駐車場の規模に1台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(大規模小売店舗の敷地が商業地域等の内外にわたる場合等)

第19条 大規模小売店舗の敷地が商業地域等と商業地域等に定められていない区域にわたる場合は、当該大規模小売店舗のうち当該商業地域等に定められていない区域に存する敷地は存しないものとみなす。

2 大規模小売店舗の敷地が近隣商業地域と商業地域にわたるときは、その敷地の過半を占める地域内に当該大規模小売店舗があるものとみなして、第16条又は第17条の規定を適用する。

(自転車駐車場の構造及び設備)

第20条 第16条又は第17条の規定により設置される自転車駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。

(自転車駐車場の設置の届出)

第21条 第16条又は第17条の規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 店舗面積
- (3) 自転車駐車場の位置及び規模
- (4) 自転車駐車場の構造及び設備
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の届出に際しては、自転車駐車場の位置図その他規則で定める図書を提出しなければならない。

(平12条例31・一部改正)

(適用の除外)

第22条 第16条及び第17条の規定は、この条例の施行の日以後新たに商業地域等が定められた場合において、新たに商業地域等となった日から起算して6月以内に当該商業地域等となった区域内における大規模小売店舗の新築又は増築の工事に着手した者については、適用しない。

(平12条例31・一部改正)

(自転車駐車場の管理)

第23条 第16条又は第17条の規定により設置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第24条 市長は、この章の規定を施行するため必要な限度において、大規模小売店舗若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員をして大規模小売店舗若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平12条例31・一部改正)

(措置命令)

第25条 市長は、第16条、第17条、第19条から第21条まで又は第23条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、現状回復その他必要な措置を講じべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置命令をしようとするときは、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

(罰則)

第27条 第25条の規定に基づく市長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第21条第1項の規定に違反した者及び第24条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第16条及び第17条の規定は、この条例の施行の日から起算して6月以内に、商業地域等において大規模小売店舗の新築又は増築の工事に着手した者については、適用しない。

付 則(平成12年3月29日条例第31号)

この条例は、平成12年6月1日から施行する。

付 則(平成28年3月31日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に移動した自転車の移動及び保管に要した費用について適用し、同日前に移動した自転車の移動及び保管に要した費用については、なお従前の例による。

付 則(平成30年10月15日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。